

岐阜県少子化対策総合プログラム

(平成28年度版)



平成28年3月
岐 阜 県



目 次

1 策定の趣旨	1
2 平成28年度の重点的な取組み	2
I 結婚支援の推進	2
II 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	3
III 女性の活躍推進と両立支援	7
3 政策の柱に基づく平成28年度の具体的な取組み	9
I 結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり	10
II 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり	13
III 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり	39

1 策定の趣旨

本県では依然として少子化傾向に歯止めがかからず、本格的な人口減少社会に突入しています。少子化は昭和40年代後半から約40年間の大きな流れの中で、静かに着実に進んできている問題であり、即効性のある特効薬はなく、一朝一夕に解決できる問題ではありません。

しかし、少子化の進行とそれに伴う人口減少は、労働者や消費者の減少による経済の縮小、社会保障制度における現役世代の負担増加、さらには地域社会の維持ができなくなるなど、社会経済全般に様々な影響を及ぼすことが心配されており、我々、あるいは次の世代の将来を大きく左右しかねない問題です。

そこで、本県では、平成19年3月に、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定し、この条例に基づき策定した「岐阜県少子化対策基本計画（第1次、第2次）」の下、少子化問題に積極的に取り組んできました。

また、平成21年3月には、今後10年間の県政の指針となる「岐阜県長期構想」を策定し、その中で、少子化対策についても「子どもを産み育てやすい地域をつくる」として重点的に取り組んできました。

これまでの取組みを通じて、合計特殊出生率は、下げ止まりの傾向が見られますが、出生数は減少を続けており、少子化という大きな流れを変えるまでには至っていません。

引き続き、条例が示す将来の姿（結婚や出産を望む人の願いがかない、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら、安心して健やかに暮らすことができる岐阜県）を常に思い描きながら、粘り強く取り組んでいかなければなりません。

このため、昨年3月に計画を改定し、平成27年度から5年間の「第3次計画」を定めました。また、計画期間の各年度における岐阜県の具体的な少子化対策の全体像を明らかにするため、毎年度、「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定し、「条例－計画－総合プログラム」の3点セットで、岐阜県の少子化対策を推進することとしています。

上記の方針に基づき、平成28年度における少子化対策の全体像について、「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定します。

【参考 「条例－計画－総合プログラム」の3点セット】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例
【平成18年度制定】

第3次岐阜県少子化対策基本計画
【平成26年度策定】

岐阜県少子化対策総合プログラム
【毎年度策定】

2 平成28年度の重点的な取組み

本県の少子化の現状を分析した結果、「多くの若者が結婚を希望しながら結婚できていない」、「夫婦の理想の子ども数と実際に予定している子どもの数にギャップが生じている」、「仕事と家庭の両立をしたくても難しい」など県民の希望がかなえられていないという課題が浮かび上がりました。

このため、「第3次岐阜県少子化対策基本計画」では、めざす将来像を「結婚や出産の希望がかない、女性も男性もいきいきと活躍しながら子どもを生み育てることができる岐阜県」とし、県民の希望をかなえるということを基本的な考え方としました。

そのため、平成28年度は、めざす将来像を実現するため、「結婚支援の推進」「妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援」「女性の活躍推進と両立支援」を重点として取り組みます。

また、平成27年10月に策定した「岐阜県人口ビジョン」では、人口減少に歯止めをかけるためには、これまで取り組んできた結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援（自然減対策）に加え、転出の抑制と転入の促進を図る施策（社会減対策）の展開が必要であるとしたことから、「学生の県内就職の促進」「移住定住の促進」にも積極的に取り組みます。

I 結婚支援の推進

① 結婚支援の推進

若者に対するライフプランの啓発（4,478千円）

- ・人生の早い時期において、就労・結婚・出産・子育て等の人生設計を考える機会を提供するため、高校生向けに啓発冊子を作成するとともに、大学生向けのセミナーを開催します。

→ ライフプランを考える啓発プロジェクト事業費（子育て支援課）

拡充 結婚を望む人々への支援（32,110千円）

- ・これまでの県の結婚支援事業である「出会いの場の提供」「市町村域を超えた広域お見合いの支援」「コミュニケーションスキルアップ研修」を統合し一体的に運営することで、独身者のニーズにきめ細かく対応できる総合支援体制を構築し、出会いから成婚までの継続した支援を行います。

- ・新たに、市町村結婚相談所の登録会員向けのお見合いイベントを開催します。

→ 結婚支援事業費（子育て支援課）

② 若者の自立支援

新規 産学金官の連携による人材育成（27,800千円）

- ・産業界・大学・金融機関・行政が連携して、学生と県内企業との交流を強化するとともに、企業ニーズに合致した人材を育成し、県内企業への就職促進を図ります。
- ・企業内の若手技術者について、大学と連携して課題解決能力を高める人材育成に取り組みます。

→ 産学金官連携人材育成・定着プロジェクト事業（商工政策課）

③ 学生の県内就職の促進

新規 就活コンシェルジュによる県内就職の促進 (16,162千円)

- ・県内企業情報の提供や学生との臨時相談窓口開設など、大学との連携事業に関する総合的な調整窓口機能を担う「就活コンシェルジュ」を県総合人材チャレンジセンター及び県地域しごと支援センターに配置します。【一部、平成27年度3月補正】
- ・学生の県内就職を促進するため、大学と連携した就職促進イベントを開催します。【平成27年度3月補正】

→ 総合人材チャレンジセンター事業費 (労働雇用課)
→ 地域しごと支援センター事業費 (労働雇用課)

II 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

① 母子保健対策の推進

拡充 不妊治療助成の充実 (401,000千円)

- ・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる夫婦の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。また初回の治療及び特定不妊治療に至る過程の一環として男性不妊治療を行った場合はそれぞれ15万円を上乗せで助成します。(初回助成時の上限：15万円→30万円、男性不妊治療の上限：5万円→15万円)
- ・健康保険適用外かつ国庫補助事業対象外である人工授精に対して補助を行う市町村に助成します。

→ 不妊治療助成事業費 (保健医療課)
→ 一般不妊治療 (人工授精) 助成事業費補助金 (保健医療課)

新規 子育て世代包括支援センターの体制整備の推進 (888千円)

- ・母子保健従事者研修会の開催など市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制を整備し、市町村での取組みを推進します。

→ 妊娠・出産包括支援推進事業費 (保健医療課)

産婦人科医等の育成・確保対策 (44,000千円)

- ・産婦人科医等を確保するための手段として分娩手当等を支給している医療機関に対して助成します。また、帝王切開術に際して、他の医療機関から医師が立会う場合に助成を実施します。

→ 産科医等育成・確保支援事業費補助金 (医療福祉連携推進課)

医師不足診療科への対策 (24,000千円)

- ・医師不足診療科 (産婦人科・小児科・救急科・麻酔科) の魅力ややりがいを伝えるため、岐阜大学と連携して、医学生や研修医を対象とした研修会等を開催するとともに、研修に必要な医療機器の整備に対して助成します。

→ 産科等医師不足診療科対策事業費 (医療福祉連携推進課)

特定診療科医師確保研修資金の貸付 (20,400千円)

- ・医師不足診療科（産婦人科・小児科・救急科・麻酔科）の専門医として、将来県内の医療機関において勤務する意思のある専攻医に対し、研修資金を貸付けます。

→ 特定診療科医師確保研修資金貸付金（医療福祉連携推進課）

② 多子世帯への経済的支援

新規 多子世帯の保育料への支援 (230,000千円)

- ・第3子以降の児童に係る保育料を無償化する市町村に対し、1/2を補助します。（国が来年度事業で対象外としている「世帯年収約360万円以上470万円未満の世帯」を県が支援）

→ 第3子以降保育料無償化事業費補助金（子育て支援課）

多子世帯病児・病後児保育料の無償化 (3,200千円)

- ・市町村が3人以上子どものいる世帯に対して、病児・病後児保育に係る利用料の無償化を実施する場合、その費用の一部を補助します。

→ 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化事業費補助金（子育て支援課）

拡充 子育て支援パスポート事業の充実 (19,039千円)

- ・「ぎふっこカード」「ぎふっこカードプラス」の参加店舗の拡大に取り組みます。
- ・平成28年4月から開始される子育て支援パスポート事業の全国共通展開に合わせて、事業のPRを行います。

→ 子育て家庭応援キャンペーン事業費（子育て支援課）

③ 子育て支援の充実

新規 保育士確保対策の強化 (415,178千円)

- ・保育士資格取得のための修学資金や、潜在保育士の再就職時の就職準備金等の貸付制度を創設します。

→ 保育士修学資金貸付等事業費（子育て支援課）

拡充 保育サービスの充実 (1,539,182千円)

- ・待機児童の解消に向けて、保育所等の施設整備に係る経費の一部を助成します。また、保育士の確保や就職あっせん等の支援を実施します。

→ 保育所等緊急整備事業費補助金（子育て支援課）

→ 市町村子ども・子育て支援事業計画推進事業費補助金（子育て支援課）

→ 低年齢児保育促進事業費補助金（子育て支援課）

→ 保育士・保育所支援センター事業費（子育て支援課）

拡充 子育て世帯の住まいづくり支援 (3,581千円)

- ・2人以上子どもがいる子育て世帯を対象に、住宅の取得（一定の技術要件あり）にかかる民間住宅ローンに対する利子補給を実施します。また、空き家等の利活用を促進するため、県外からの移住世帯、多子世帯（3人以上）、新婚世帯を対象とした「空き家活用利子補給制度」を創設します。

→ 現年度分利子補給金＜個人住宅建設資金助成費「こそだてゆうゆう住宅」「空き家活用」＞
(住宅課)

④ 子どもの健やかな成長支援

新規 「ぎふ 森の恵みのおもちゃ美術館」(仮称)の整備 (70,900千円)

- ・県民が身近に「ぎふ木育」を体験できる拠点として「ぎふ 森の恵み おもちゃ美術館」(仮称)の整備に向けた設計等を実施します。

→ 木育拠点整備事業(恵みの森づくり推進課)

⑤ 配慮を要する子どもや家庭への支援

新規 中央子ども相談センター等の移転整備 (100,817千円)

- ・一時保護対象児童の処遇改善を図るため、「ぎふ清流福祉エリア」に移転整備する中央子ども相談センター等の基本設計・実施設計を実施します。

→ 中央子ども相談センター等施設整備事業費(子ども家庭課)

新規 児童養護施設等の整備 (266,259千円)

- ・児童の養護環境の充実を図るため、児童養護施設やファミリーホームの施設整備を支援します。

→ 児童養護施設等施設整備補助金(子ども家庭課)

拡充 児童家庭支援センターの開設への支援 (46,835千円)

- ・地域における児童相談体制を強化するため、中濃圏域と飛騨圏域に新設する児童家庭支援センターの開設を支援します。

→ 児童家庭支援センター運営事業費補助金(子ども家庭課)

新規 児童養護施設退所者に対する貸付金制度の創設 (126,180千円)

- ・児童養護施設等の退所児童が進学や就職後に、安定した生活基盤を築き、円滑に自立できるよう、住宅費や生活費の貸付けを新たに行います。

→ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費(子ども家庭課)

新規 児童養護施設退所者の自立支援の推進 (3,000千円)

- ・退所児童の所在確認や生活・就労支援、施設への一時的な宿泊を実施する児童養護施設等に対し、その経費の一部を助成します。

→ 児童福祉施設退所者等自立支援事業費補助金(子ども家庭課)

拡充 岐阜清流高等特別支援学校の整備 (991,245千円)

- ・軽度の知的障がいのある生徒を対象として、職業教育に特化した専門学科を設置し、企業就労につながる多様なコースを設定した県内初の高等部単独の特別支援学校を整備します。(平成29年度開校予定)

- 岐阜清流高等特別支援学校施設整備事業費 (特別支援教育課)
 - 新設特別支援学校等教室等備品費 (特別支援教育課)
 - 高等特別支援学校開校体制整備事業費 (特別支援教育課)
 - 高等特別支援学校入学者選抜事務費 (特別支援教育課)

拡充 障がい者スポーツ施設の整備 (1,730,033千円)

- ・ぎふ清流福祉エリアに、本年12月にオープン予定の新福祉友愛プール及び平成29年中にオープン予定の障がい者用体育館を整備します。

- 新福祉友愛プール施設整備事業 (障害福祉課)
- 障がい者体育館等施設整備事業費 (障害福祉課)
- ぎふ清流福祉エリア駐車場整備事業費 (障害福祉課)

⑥ 子どもの貧困対策の推進

拡充 ひとり親家庭に対する支援 (191,184千円)

- ・ひとり親同士の交流会を開催するとともに、就業支援講習会を実施します。
- ・経済的な自立を支援するため、高等職業訓練に係る給付金の対象資格を拡大するとともに、養成機関への入学準備金や就職準備金を貸付けます。
- ・ひとり親家庭の児童等に対して、学習支援や学習相談を実施する市町村を支援します。

- 母子家庭等援護事業費 (子ども家庭課)
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費 (子ども家庭課)

拡充 生活困窮者への自立支援 (64,588千円)

- ・町村域を所管する県福祉事務所4カ所に生活困窮者自立相談支援窓口を設置し、相談を通じて整理した課題に基づく自立支援計画の作成や、ハローワーク、町村役場など各機関との連携により、保護者等の就労・生活に関する支援を実施します。
- ・家計相談員を設置し、家計表の作成、出納管理のアドバイス、家賃や税金等滞納の解消、債務整理等の支援を実施します。
- ・自立相談支援事業従事者(支援員)に対する訓練を実施します。

- 生活困窮者自立相談支援事業費 (地域福祉国保課)
- 生活困窮者生活再建支援事業費 (地域福祉国保課)
- 自立相談支援事業従事者訓練等事業費 (地域福祉国保課)

新規 生活困窮世帯の子どもの学習支援 (2,900千円)

- ・学習機会を提供し、自立に向けた活動を支援するため、生活困窮世帯の子どもが学習支援事業等に参加する際に必要となる交通費を助成します。

- 生活困窮者学習活動等支援事業費 (地域福祉国保課)

⑦ 移住定住の促進

拡充 移住定住の促進 (117,877千円)

- ・地域を支える人を県内に呼び込むため、岐阜県の魅力を広く発信するとともに、移住定住を促進する施策を実施します。
- ・三大都市圏において、岐阜県の魅力・地域情報を発信し、移住定住を促進します。【平成27年度3月補正】
- ・県外からの移住促進と県内の子育て世帯・若年世帯の定住を促進するために、住居に関する改修費等を助成します。
- ・移住定住を希望する人のため、県産材を利用した新築・空き家改修等への助成制度を新設します。
 - 清流の国おんさいぎふプロジェクト推進費（清流の国づくり政策課）
 - 空き家活用支援事業費補助金（清流の国づくり政策課）
 - 移住定住プロジェクト推進費（清流の国づくり政策課）
 - ぎふの木で家づくり支援事業（県産材流通課）

Ⅲ 女性の活躍推進と両立支援

① 女性の活躍推進と両立支援

新規 「女性の活躍支援センター」の設置・運営 (36,678千円)

- ・男女共同参画プラザを拡充し、仕事と家庭の両立支援に係る情報提供や、女性同士の交流、相談機能を充実した「女性の活躍支援センター」を設置します。
 - 女性の活躍支援センター管理運営事業費（女性の活躍推進課）
 - 仕事と家庭の両立支援事業費（女性の活躍推進課）

新規 女性の就労拡大の促進 (14,638千円)

- ・企業での職場定着率の向上、女性登用の拡大を図るため、女性活躍推進法に基づく県内企業の行動計画策定への支援や研修等を実施します。
 - 女性就労拡大加速化事業費（女性の活躍推進課）

女性の活躍応援プロジェクトの実施 (15,168千円)

- ・女性の活躍推進を図るため、経営者等を対象としたトップセミナーの開催や女子学生と社会人との交流、女性の働き方セミナー等を実施します。
 - 女性の活躍応援プロジェクト事業費（女性の活躍推進課）

新規 「経営者の右腕」の養成 (2,500千円)

- ・企業における将来の女性幹部候補を養成するための研修費用等に対して助成します。
 - 「経営者の右腕」養成研修事業費（女性の活躍推進課）

働きたい女性の再就職支援 (113,130千円の内数)

- ・県総合人材チャレンジセンターでは、子連れでも気軽に参加できるよう、再就職応援コーナーの設置や保育所情報の提供をはじめ、託児付の就活セミナー・合同企業説明会を開催するなど、カウンセリングから職業紹介に至る一貫したきめ細やかな就労支援を実施します。

→ 総合人材チャレンジセンター事業費の内数 (労働雇用課)

子育て支援エクセレント企業の拡大 (10,600千円)

- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、岐阜県子育て支援企業の登録と、他の模範となるエクセレント企業の認定を拡大します。

→ 子育て支援エクセレント企業拡大促進事業費 (女性の活躍推進課)

3 政策の柱に基づく平成28年度の具体的な取組み

少子化対策に特効薬はなく、一朝一夕で解決できるものではないため、引き続き県民運動として粘り強く取り組むこととし、次の3つの政策の柱に沿って、各種施策を総動員して総合的に対策を進めます。

【政策の柱】

I 結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり

結婚・出産・子育てに夢を持てる社会づくり、若者の自立支援、産業の育成及び雇用の創出、結婚を望む人への支援により、若いうちから結婚や子育てに対してプラスイメージを持ち、若者が安定した雇用機会に恵まれ、結婚できる社会をつくります。

II 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり

妊産婦や子どもの保健・医療体制の充実、子育てにやさしい社会づくり、地域で支える子育て、子どもの健やかな成長支援により、保健・医療体制の整った環境で、すべての子どもの健やかな成長をあらゆる側面から、社会全体で支えていく体制を整えます。

III 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり

企業の子育て支援の取組みの促進、妊娠・出産・子育てしながら働き続けることができる環境づくり、男女がともに協力して子育てできる環境づくり、女性の活躍の推進により、女性も男性も、子どもとしっかり向き合う時間を確保し、子育ての喜びを感じながら、その個性と能力を発揮できる社会をつくります。